

第 62 回 税 理 士 試 験 法 人 税 法

●はじめに

〔第一問〕

問 1 及び問 2 の 2 題が出題されており、いずれの問題においても単純な暗記だけでは対応できない難易度の高い問題であった。

問 1 については、益金の額及び損金の額の認識に関する問題であった。未学習の通達からの出題であるため高得点は狙えないが、白紙答案をさけ、さまざまな角度から考えてできるだけ解答してほしいところであった。

問 2 については、合併に関する問題であった。三角合併そのものは完璧に覚えていなくとも、合併の理論を書けばかなり得点できるので、粘り強く得点を積み重ねてほしいところであった。

〔第二問〕

昨年に引き続き、個別形式の出題であった。実務色が濃く、難易度の高い問題であり判断に迷う箇所もみられたが、いかに満遍なく手を付けて解答し、できるところで得点を積み重ねられたかがポイントとなる。

Z-62-D〔第一問〕解 答

問1 砕石及び土木工事を主体とする建設業を営む3月末決算の内国法人であるA株式会社（以下「A社」という。）は、次の①及び②により採取した岩石を販売している。A社の当期（平成24年4月1日から平成25年3月31日までの事業年度をいう。）における岩石の売上高は500,000,000円であった。

① 平成24年4月に土地所有者Bとの間で、年間50,000,000円の賃料を支払ってその有する土地から岩石を採取し、採石後はその跡地に盛土及び植林をして返還するという内容の契約を締結した上で、同月から採石を開始した。

地質調査を専門とするC株式会社（以下「C社」という。）の見積りによれば、採石予定総量は1,000,000トン、採石に要する期間は10年、採石後の盛土及び植林に要する費用は1,000,000,000円と見込まれている。なお、当期における採石量は100,000トンであった。

② 平成24年10月に、自ら岩石を採取するための土地を900,000,000円で取得し、同月から採石を開始した。

C社の見積りによれば、採石予定総量は600,000トン、採石に要する期間は8年、採石後のこの土地の価額は100,000,000円と見込まれている。なお、当期における採石量は30,000トンであった。

以上の取引に関し、A社が当期の益金の額及び損金の額に算入すべき金額について、どのような処理が考えられるか。考えられる処理方法を、理由を付して簡潔に説明しなさい。

なお、上記の事項以外については考慮する必要はない。

問2 P社は米国において電子部品の製造業を営み、米国の証券取引所に上場された外国法人である。この度、日本における事業拡大のため、V県W市で電子部品の製造販売業を営んでいる100%子会社である内国法人のQ株式会社（以下「Q社」という。）を合併法人とし、X県Y市で電子回路を製造している内国法人のR株式会社（以下「R社」という。）を被合併法人とする合併を実施し、R社の100%親会社である内国法人S株式会社（P社との出資関係はない。以下「S社」という。）に対して合併の対価としてP社株式を交付することとした。

以上の事実関係の下で、次の問いに答えなさい。

(1) Q社とR社との合併が適格合併に該当するための要件について、合併対価に関する要件と合併当事者間の要件とに分けて、簡潔に説明しなさい。

(2) Q社とR社との合併が適格合併に該当する場合におけるQ社、R社及びS社の課税関係について、簡潔に説明しなさい。

(注) 解答は答案用紙の指定された枠内に記載すること。

問 1

【益金の額】

岩石の売上高500,000,000円を当期の収益の額として益金の額に算入する。[3]

【損金の額】

①の取引

(処理案1)
土地賃料50,000,000円及び盛土等見積額のうち岩石の売上高に対応する金額を当期の損金の額に算入する。[2]
法人が他の者の有する土地から砂利等を採取して販売する場合において、当該他の者との契約により採取後の跡地を埋め戻して原状に復することを約し、その採取を開始した日の属する事業年度以後継続して一定の算式により計算した金額を未払金に計上するとともに当該事業年度において当該土地から採取した砂利等の取得価額に算入しているときは、その計算を認めることとされている。[2]
したがって、A社が盛土等の見積額100,000,000円 (1,000,000,000円×100,000トン／1,000,000トン) につき未払金に計上して取得価額に算入した場合には、そのうち当期の売上高に対応する部分の金額は、当期の収益に対応する原価の額として損金の額に算入される。[2]
(処理案2)
土地の賃料50,000,000円を当期の損金の額に算入する。[3]
盛土等の見積額については(処理案1)の取扱いにより未払金に計上しない限り原価の額として認められない。[1]
したがって、盛土等の見積額につき未払金として取得価額に算入しない場合には、賃料50,000,000円のみが当期の損金の額に算入される。[1]

(問1 続き)

【損金の額】

②の取引

(処理案1)
40,000,000円を当期の損金の額に算入する。③
土石又は砂利を採取する目的で取得した土地については、法人がその取得価額のうち土石又は砂利に係る部分につき生産高比例法に準ずる方法により計算される金額以内の金額を損金の額に算入したときは、これを認めることとされている。②
したがって、A社が土地の取得価額のうち生産高比例法に準ずる方法で計算した40,000,000円{(900,000,000円-100,000,000円)×30,000トン/600,000トン}につき損金経理したときは、損金の額に算入される。②
(処理案2)
当期の損金の額に算入する金額はない。②
土地の取得価額については、(処理案1)の取扱いにより経理しない限り損金の額として認められない。①
したがって、土地の取得価額につき上記の損金経理をしない場合には、当期の損金の額に算入される金額はない。①

問2(1)

(合併対価に関する要件) ③
適格合併に該当するための合併対価に関する要件は、被合併法人の株主等に合併法人の株式又は合併親法人の株式のいずれか一方の株式以外の資産が交付されないことである。
本問においては、被合併法人（R社）の株主（S社）に対して合併親法人の株式（P社株式）を交付することとされているため、P社株式以外の資産が交付されないことが要件となる。
(合併当事者間の要件) ⑦
適格合併に該当するための合併当事者間の要件は、合併法人（Q社）と被合併法人（R社）との間に資本関係がなく、R社の株主等が50人未満（S社のみ）であるため、共同事業要件として次の①～⑥（②と③については、どちらかの要件を満たしていればよい。）の要件を満たすことである。
① 事業関連要件
被合併法人の合併前に営む主要な事業のうち、いずれかの事業（被合併事業）と合併法人のいずれかの事業（合併事業）とが相互に関連するものであること。
② 事業規模要件
被合併事業と合併事業のそれぞれの売上金額、従業者数、資本金の額等の規模の割合がおおむね5倍を超えないこと。
③ 特定役員引継ぎ要件
合併前の被合併法人の特定役員（社長、副社長、代表取締役、専務取締役等又はこれらに準ずる者で経営に従事している者）のいずれかと合併法人の特定役員のいずれかが、合併後に合併法人の特定役員となることが見込まれていること。
④ 従業者の引継要件
被合併法人の合併直前の従業者のおおむね80%以上が、合併後に合併法人の業務に従事することが見込まれていること。
⑤ 事業継続要件
被合併法人の合併前に営む主要な事業が、合併後に合併法人において引き続き営まれることが見込まれていること。
⑥ 株式継続保有要件
合併直前の被合併法人の株主等で、合併により交付を受ける合併法人株式等の全部を継続保有することが見込まれる者並びに合併法人及び他の被合併法人が有する被合併法人の株式の数を合計した数が被合併法人の発行済株式等の80%以上であること。

問2(2)

(Q社の課税関係) 合併法人としての課税関係	
1. 取得した資産等の取得価額 ②	
被合併法人の最後事業年度終了時の帳簿価額による引継ぎを受けたものとする。	
2. 資本金等の額の増加額 ②	
次の金額の合計額が資本金等の額の増加額となる。	
(1) 合併により増加する資本金の額 (ただし、三角合併に該当するため増加する資本金の額はない)	
(2) 合併により移転を受けた資産及び負債の純資産価額 (被合併法人の資本金等の額) から増加資本金額等 (合併親法人株式の帳簿価額) を減算した金額	
3. 利益積立金額の増加額 ②	
適格合併により被合併法人から移転を受けた資産の帳簿価額から負債の帳簿価額並びに増加した資本金等の額等を減算した金額	
4. 有価証券の譲渡損益 ②	
合併法人が適格合併により合併親法人株式を交付した場合の株式の譲渡対価の額は、その合併親法人株式のその合併直前の帳簿価額相当額とするため、有価証券の譲渡損益は生じない。	
(R社の課税関係) 被合併法人としての課税関係	
内国法人が適格合併により合併法人にその有する資産及び負債の移転をしたときは、原則にかかわらず、最後事業年度終了の時の帳簿価額による引継ぎをしたものとして、各事業年度の所得の金額を計算する。③	
(S社の課税関係) 被合併法人の株主としての課税関係	
合併親法人株式以外の資産が交付されていないため、次のようになる。	
1. 有価証券の譲渡損益 ②	
旧株の譲渡対価の額は、その旧株の合併直前の帳簿価額相当額とするため、有価証券の譲渡損益は生じない。	
2. 合併親法人株式の取得価額 ②	
交付を受けた合併親法人株式の取得価額は、被合併法人の株式の合併直前の帳簿価額にみなし配当の額 (ただし、適格合併のためみなし配当は生じない。) 及び交付費用を加算した金額とされる。	

▶解答への道◀

〔問1〕

各取引の取扱いを処理方法を挙げて説明する。

①の採石後に要する費用については、法人税基本通達において次のように定められている。

（砂利採取地に係る埋戻し費用）一抄一

2-2-4 法人が他の者の有する土地から砂利その他の土石（以下「砂利等」という。）を採取して販売（原材料としての消費を含む。）する場合において、当該他の者との契約によりその採取後の跡地を埋め戻して土地を原状に復することを約しているため、その採取を開始した日の属する事業年度以後その埋戻しを行う日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度において、継続して一定の算式により計算した金額を未払金に計上するとともに当該事業年度において当該土地から採取した砂利等の取得価額に算入しているときは、その計算を認めるものとする。

また、②の土石又は砂利を採取する目的で取得した土地については、法人税基本通達において次のように定められている。

（土石採取用土地等の償却）一抄一

7-6-3 土石又は砂利を採取する目的で取得した土地については、法人がその取得価額のうち土石又は砂利に係る部分につき旧生産高比例法又は生産高比例法に準ずる方法により計算される金額以内の金額を損金の額に算入したときは、これを認める。

〔問2〕

適格合併の要件（共同事業要件）を説明した上で、適格合併があった場合の各法人の取扱いについて説明する。

R社及びS社は、通常の適格合併と同様の取扱いとなるが、Q社については合併親法人株式の譲渡（有価証券の譲渡損益）についても説明する必要がある。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

問1は、益金と、損金は①、②から最低各1つを挙げたうえで、若干の積上げを狙いたい。

問2は、(1)適格要件についてできるだけ失点を避け、(2)課税関係についてQ社の有価証券の譲渡損益以外はほぼ完答したい。

ボーダー 26点以上

合格確実 34点以上

Z-62-D〔第二問〕解 答

問 1 自己株式の取得等

(1) 甲社における自己株式の取得に係る会計上の仕訳を示しなさい。

【会計上の仕訳】

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
自 己 株 式	36,000,000 ¹⁾	現 金 預 金	29,800,000
		預 り 金	6,200,000

(2) 甲社における当期の「別表四 所得の金額の計算に関する明細書」、「別表五(一)Ⅰ 利益積立金額の計算に関する明細書」及び「別表五(一)Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」を示しなさい。

【別表四 所得の金額の計算に関する明細書】

区 分			総 額	留 保	社外流出	
加 算						
減 算						

【別表五(一)Ⅰ 利益積立金額の計算に関する明細書】

Ⅰ 利益積立金額の計算に関する明細書				
区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 利 益 積 立 金 額
		減	増	
自 己 株 式			△31,000,000	△31,000,000 ¹⁾

【別表五(一) II 資本金等の額の計算に関する明細書】

区 分	期 首 現 在 資 本 金 等 の 額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 資 本 金 等 の 額
		減	増	
資本金又は出資金	35,000,000			35,000,000
資 本 準 備 金	15,000,000			15,000,000
自 己 株 式			△5,000,000	△5,000,000
差 引 合 計 額	50,000,000		△5,000,000	45,000,000 ²

③ 乙社における甲社株式の譲渡に係る税務上の処理を示しなさい。

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
現 金 預 金	29,800,000	み な し 配 当	31,000,000 ²
法人税、住民税及び事業税	6,200,000	甲 社 株 式	7,000,000
有 価 証 券 譲 渡 損	2,000,000 ¹		

問2 丙社との取引

(1) 会社分割以外の次の3つの方法について、それぞれで示されている処理の結果となる取引の形式を答えなさい。

方 法		取 引 の 形 式
①	甲社が丙社に対価を支払って機械及び装置を時価で受け入れる方法	購入による取得 ¹
②	甲社が丙社に対価を支払わずに機械及び装置を時価で受け入れる方法	贈与による取得 ¹
③	甲社が機械及び装置を丙社の帳簿価額で受け入れる方法	(適格) 現物分配による取得 ¹

(2) 上記(1)の①から③までのそれぞれの方法において、甲社及び丙社における会計上の仕訳を示した上で、必要に応じて「別表四所得の金額の計算に関する明細書」及び「別表五(一) I 利益積立金額の計算に関する明細書」を示しなさい。ただし、減価償却に関する事項については、解答に当たって触れる必要はない。

①の方法による場合

甲社【会計上の仕訳】(1)

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
機械及び装置	5,000,000	現金預金	5,000,000

【別表四 所得の金額の計算に関する明細書】

区 分		総 額	留 保	社外流出	
加 算					
減 算					

【別表五(一) I 利益積立金額の計算に関する明細書】

I 利益積立金額の計算に関する明細書				
区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 利 益 積 立 金 額
		減	増	

丙社【会計上の仕訳】(1)

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
現金預金	5,000,000	機械及び装置	12,000,000
固定資産譲渡損	7,000,000		

【別表四 所得の金額の計算に関する明細書】

区 分		総 額	留 保	社外流出	
加 算	譲渡損益調整勘定繰入額	7,000,000	7,000,000(1)		
減 算					

【別表五(一) I 利益積立金額の計算に関する明細書】

I 利益積立金額の計算に関する明細書				
区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 利 益 積 立 金 額
		減	増	
譲渡損益調整勘定			7,000,000	7,000,000(1)

②の方法による場合

甲社【会計上の仕訳】(1)

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
機械及び装置	5, 000, 000	受 贈 益	5, 000, 000

【別表四 所得の金額の計算に関する明細書】

区 分		総 額	留 保	社外流出
加 算				
減	受贈益の益金不算入額	5, 000, 000	※	5, 000, 000(1)
算				

【別表五(一) I 利益積立金額の計算に関する明細書】

I 利益積立金額の計算に関する明細書				
区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 利 益 積 立 金 額
		減	増	
丙 社 株 式			△5, 000, 000	△5, 000, 000(1)

丙社【会計上の仕訳】(1)

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
固定資産譲渡損	12, 000, 000	機械及び装置	12, 000, 000

【別表四 所得の金額の計算に関する明細書】

区 分		総 額	留 保	社外流出
加 算	譲渡損過大計上	5, 000, 000	5, 000, 000	
	譲渡損益調整勘定繰入額	7, 000, 000	7, 000, 000(1)	
減 算	寄附金認容	5, 000, 000	5, 000, 000	
寄附金の損金不算入額		27 5, 000, 000	その他	5, 000, 000(1)

【別表五(一) I 利益積立金額の計算に関する明細書】

I 利益積立金額の計算に関する明細書				
区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 利 益 積 立 金 額
		減	増	
未収入金		5, 000, 000	5, 000, 000	0
譲渡損益調整勘定			7, 000, 000	7, 000, 000(1)

③の方法による場合

甲社【会計上の仕訳】(1)

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
機械及び装置	12,000,000	丙 社 株 式 (又は) 受 取 配 当 金	12,000,000 12,000,000

【別表四 所得の金額の計算に関する明細書】

区 分		総 額	留 保	社外流出	
加 算	丙社株式計上もれ	12,000,000	12,000,000		
		(丙社株式を減額した場合)			
減 算	適格現物分配による益金不算入額	12,000,000		※	12,000,000(1)

【別表五(一) I 利益積立金額の計算に関する明細書】

I 利益積立金額の計算に関する明細書				
区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 利 益 積 立 金 額
		減	増	
丙 社 株 式			12,000,000	12,000,000
			(丙社株式を減額した場合)	

丙社【会計上の仕訳】(1)

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
繰越利益剰余金	12,000,000	機械及び装置	12,000,000

【別表四 所得の金額の計算に関する明細書】

区 分		総 額	留 保	社外流出	
加 算					
減 算					

【別表五(一) I 利益積立金額の計算に関する明細書】

I 利益積立金額の計算に関する明細書				
区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 利 益 積 立 金 額
		減	増	

問3 役員給与

Eに対して平成24年12月14日に支給する給与が損金の額に算入されるために必要な手続の要点を答えなさい。

事前確定届出給与に関する届出を平成24年11月30日までに納税地の所轄税務署長に届け出る。②

問4 交際費等及び寄附金

(1) 当期の「別表十五 交際費等の損金算入に関する明細書」を示しなさい。

【別表十五 交際費等の損金算入に関する明細書】

支出交際費等の額 (7 の計)	1	18, 712, 618	損金算入限度額 ((1)と(2)のうち少ない金額) ×90/100	3	5, 400, 000
定額控除限度額 (0円又は600万円) × 12 /12	2	6, 000, 000	損金不算入額 (1)－(3)	4	13, 312, 618①
支 出 交 際 費 等 の 額 の 明 細					
科 目	支出額		交際費等の額から 控除される費用の額		差引交際費等の額
	5		6		7
交際費（損益計算書）	18, 752, 618		3, 620, 000		15, 132, 618
交際費（製造原価報告書）	580, 000				580, 000
祝儀	3, 000, 000				3, 000, 000
計	22, 332, 618		3, 620, 000		18, 712, 618①

- (2) 当期中に支出した寄附金について、その種類・区分ごとに、それぞれの金額と、損金算入限度額の概要を示しなさい。また、損益計算書に寄附金として計上されているもののうちに、税務上の寄附金に当たらないものがある場合には、その理由の要点を答えなさい。

寄附金の種類・区分	金 額	損金算入限度額の概要
国等に対する寄附金		
指定寄附金	3,800,000 ¹	全額 ¹
特定公益増進法人等に対する寄附金	300,000 ¹	特別損金算入限度額 ¹ $\left(\text{資本金} \times \frac{12}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得} \times \frac{6.25}{100} \right) \times \frac{1}{2}$ ＋一般寄附金の損金算入限度額
その他の寄附金	100,000 ¹	一般寄附金の損金算入限度額 ¹ $\left(\text{資本金} \times \frac{12}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得} \times \frac{2.5}{100} \right) \times \frac{1}{4}$

寄附金に当たらないもの	理 由
K市に対する寄附 ¹	甲社が便益を受けることから、公共的施設の設置負担金として繰延資産とされるため。 ¹
N県立高校の後援会に対する寄附 ¹	A個人が負担すべきものであることから、Aに対する給与とされるため。 ¹

問5 リース取引

当期におけるこのリース資産に係る償却限度額及び定額法による利息相当額の損金算入額を、計算過程及びその理由の要点を示しつつ算定しなさい。

リース資産に係る償却限度額

特別仕様ではなく、リース期間終了時に甲社に無償で譲渡される取引等でないため、所有権移転外リース取引に該当する。したがって、リース期間定額法により計算する。¹

$$5,400,000 \times \frac{9}{60} = 810,000¹$$

定額法による利息相当額の損金算入額

利息相当額を合理的に区分できるため利息相当額を控除した金額を取得価額とし、この場合の利息相当額はリース期間の経過に応じて利息法又は定額法により損金の額に算入する。¹

$$600,000 \times \frac{9}{60} = 90,000¹$$

問6 有価証券

- (1) P株式に関して当期に行うべき税務上の処理とその処理に当たっての思考過程の要点を示しなさい。

評価損15,000,000円を損金の額に算入する（うち1,800,000円は損金経理、13,200,000円は認容減算）。1

P株式の当期末における価額がその時の帳簿価額のおおむね50%相当額を下回り、かつ、近い将来、価額の回復の見込みがないことから、価額の著しい低下に該当するため。1

- (2) 当期の受取配当等の益金不算入額を、計算過程及びその理由の要点を示しつつ算定しなさい。

1. 配当等の額

(1) 完 全 $360,000 \div 0.8 = 450,000$ 1

(2) その他 $560,000 \div 0.8 = 700,000$

2. 原則法による益金不算入額

(1) 支払利子

$378,662 + 86,512 = 465,174$

(2) 総資産の帳簿価額

$1,325,800,000 + 1,406,700,000 = 2,732,500,000$

(3) 株式等の帳簿価額（その他）

$24,000,000 + 37,000,000 + 9,000,000 + 37,000,000 = 107,000,000$

(4) 控除負債利子

$465,174 \times \frac{107,000,000}{2,732,500,000} = 18,215$ 1

(5) 益金不算入額

$450,000 + (700,000 - 18,215) \times 50\% = 790,892$ 1

- (3) 受取配当の処理の方法による税負担の相違を答えなさい。

解答上必要がある場合は、便宜上の実効税率を40%とし、受取配当について源泉徴収される前の金額で収益計上する方法を「第1法」とし、源泉徴収された後の金額で収益計上する方法を「第2法」として説明するものとする。

「中小企業の会計に関する指針」の第59項（源泉所得税等の会計処理）によれば、受取配当や利子に関する源泉所得税のうち、法人税法及び地方税法上の税額控除の適用を受ける金額については、損益計算書上、「法人税、住民税及び事業税」に含めて計上する、とされている。1

したがって、「中小企業の会計に関する指針」に則って経理を行う場合、第1法によれば所得税額控除の適用が可能となり、源泉徴収された所得税額230,000円を所得金額の計算上、損金の額に算入せず税額控除することができる。

一方、所得税額控除の適用を受けないこととして第2法によれば源泉徴収された所得税額230,000円は損金の額に算入される。

以上から、第1法は第2法に比較し138,000円（230,000円×40%－230,000円）税負担を減少させることができる。2

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

自己株式、丙社との取引の①と③、役員給与、交際費等と寄附金の区分と損金算入限度額、リース取引に関する計算を中心に正解できれば合格の可能性は高いといえる。

ボーダー 28点以上

合格確実 36点以上

▶解答への道◀

〔第二問〕

1. 自己株式の取得等

- (1) 相対取引により自己株式を取得した場合には、取得法人側（甲社）では、資本金等の額及び利益積立金額がそれぞれ減少することとなる。
- (2) 株主側（乙社）では、みなし配当及び有価証券の譲渡損益を認識することとなる。

2. 丙社との取引

会社分割以外の3つの方法は、次のとおりである。

(1) 購入による取得

機械及び装置は、譲渡損益調整資産に該当することから、丙社では、譲渡損益の繰延べを行う。

(2) 贈与による取得

甲社と丙社には完全支配関係があるため、甲社では、受贈益が全額益金不算入、丙社では、寄附金が全額損金不算入となり、甲社はあわせて寄附修正も行う。また、丙社では、譲渡損益の繰延べを行う。

なお、丙社の会計上の仕訳では、(借方) 寄附金12,000,000との解答も考えられる。

(3) 現物分配による取得

適格現物分配に該当するため、被現物分配法人（甲社）では、現物分配法人から交付を受けた資産の帳簿価額相当額が利益積立金額の増加額となる。また、現物分配法人（丙社）では、資産を適格現物分配直前の帳簿価額による譲渡を行ったものとして取り扱う。

3. 役員給与

臨時株主総会により決議をした日から1月を経過する日（平成24年11月30日）までに事前確定届出給与に関する届出書を提出することが必要となる。

4. 交際費等及び寄附金

- (1) 甲社の創立40周年記念式典における費用は、祝儀控除前の金額が交際費等となる。
- (2) 取引先に甲社の製造工場を見学させた際に要した費用は、工場見学に要する費用は損金の額に算入されるが、宴会費用等180,000円は交際費等に該当する。
- (3) K市に対する寄附は、自己が便益を受けるために支出する費用で、繰延資産に該当する。
- (4) 公益社団法人に対する寄附は、特定寄附金に該当する。
- (5) パーティー券の購入費用は、政治献金と同様の性格として、寄附金に該当する。
- (6) N県立高校の後援会に対する寄附は、代表取締役Aに対する経済的利益の供与となり、役員給与に該当する。

5. リース取引

- (1) 所有権移転外リース取引に該当するため、リース期間定額法で減価償却を行う。
- (2) リース料総額のうち、利息相当額を合理的に区分することができるときは、利息相当額を控除した金額を取得価額とすることができる。この場合には、利息相当額は、リース期間の経過に応じて、損金算入する。

6. 有価証券

- (1) 取引所売買有価証券については、その価額が著しく低下した場合に評価損の計上ができる。なお、価額の著しい低下とは、当期末の価額が帳簿価額のおおむね50%相当額を下回ることとなり、かつ、近い将来価額の回復は見込めないと認められる場合である。

P株式は、当期末現在、上記要件を満たすため、評価損の計上ができる。なお、株価の回復可能性の判断は、各事業年度末時点において合理的な判断基準に基づいて行うものとする。
- (2) 丙社株式は完全子法人株式等に該当するため、その配当は、全額益金不算入となり、丙社株式の帳簿価額は控除負債利子の計算では、一切使用しない。
- (3) 受取配当の処理の方法については、法令上は「第1法」「第2法」ともに所得税額控除をうけることができる。ただし、本問においては、冒頭「当期から「中小企業の会計に関する指針」に準拠した会計処理及び表示を志向することとしている～」との表記があり、出題の意図を勘案して解答を作成している。

● おわりに

今年度の本試験は、第一問は問2でどれだけ得点できたかがポイントとなる。

また、計算については各論点で取りこぼしなく正解し、特に問2でどれだけ得点できたかがポイントとなる。

理論と計算の合計点として54点位がボーダーラインとなり、66点以上得点できていれば合格の可能性は高いと思われる。

【解答速報ご利用にあたっての注意事項】

解答速報のご利用につきましては、以下の内容をご確認・ご了承のうえご利用ください。

- 解答速報はTAC(株)が独自の見解に基づき、サービスとして情報を提供するもので、試験機関による本試験の結果等(合格基準点・合否)について保証するものではありません。
- 解答速報の内容につきましては将来予告なく変更する場合がございます。予めご了承ください。
- 解答速報は、TAC(株)の予想解答です。解答に関するご質問はお受けしておりませんので、予めご了承ください。
- 解答速報の著作権はTAC(株)に帰属します。許可無く一切の転用・転載を禁じます。